

## 「予防安全アセスメント（仮称）」の導入方針（案）について

JNCAPでは、平成23年度から、更なる交通事故死者数の削減を図るため、予防安全技術の自動車アセスメント評価への導入を検討してきた。

導入にあたっては、ASV評価検討会で議論されている技術を基本として、交通事故軽減効果が大きい技術（表1）を優先するとともに、諸外国で検討されている予防安全技術の導入状況考慮しロードマップ（表2）を作成した。

### I. 「予防安全アセスメント（仮称）」の導入・公表における基本的な考え方

1. 従来の衝突安全等に係る「新・安全性能総合評価」と予防安全技術に係る「予防安全アセスメント（仮称）」は、予防安全技術が発展途上であり、また、今後、新たな予防安全装置が「予防安全アセスメント（仮称）」に追加される予定であることから、当分の間は評価を切り離して実施する。
2. 「予防安全アセスメント（仮称）」の結果公表は、予防安全装置の普及促進に繋がるような公表とする。そのため、評価を受けた予防安全装置が、評価点が低いために「安全ではない」というユーザーの誤認を招かないよう装置の性能差を強調した結果公表は行わない。  
また、複数の予防安全装置の評価結果の得点を合計した総合点及個別の装置の得点も公表する。

### II. 「予防安全アセスメント（仮称）」対象車種

1. 従来の自動車アセスメントにより選定された車種（選定されたグレード（類別））。
2. メーカー等が希望する車種。

### III. 試験実施方法等

1. 対象車種がII. 1. の場合
  - (1) 試験車両の調達  
販売店から購入する。
  - (2) 試験の実施
    - ① 日程：衝突安全等のアセスメント試験に先立ち「予防安全アセスメント（仮称）」を実施する。
    - ② 評価：試験結果については、予防安全技術検討WGにて審議する。
  - (3) 評価結果の公表時期  
公表時期：衝突安全等アセスメント評価結果公表と同時期とする。
2. 対象車種がII. 2. の場合
  - (1) 試験車両の調達
    - ① 調達時期：完成検査が終了した車両を可能な限り早い時期に入手する。
    - ② 調達方法：メーカー等のモータープールまたは生産ラインから直接入手する。
  - (2) 試験の実施
    - ① 日程：半年毎にメーカー等からヒヤリングを行い、実施に向けた日程表を作成する。
    - ② 評価：予防安全技術検討WGにてメール審議を行う。
  - (3) 評価結果の公表時期
    - ① 公表時期：予防安全技術WGのメール審議終了後公表可能。